

割賦販売契約約款

株式会社 HUMAN LIFE（以下「当社」といいます。）は、この割賦販売契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、本約款によりお客様との間において、ZEUS WiMAX 通信サービスに対応した端末機器及び付属品（以下「ZEUS WiMAX 端末」といいます。）の販売に関する割賦販売契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

第1条（契約の成立時点）

本契約は、お客様が、ZEUS WiMAX 端末の購入を申し込み、当社所定の手続きを経て当社が承諾した時をもって成立するものとします。

第2条（商品の引渡し及び所有権の移転）

ZEUS WiMAX 端末は、本契約成立後、翌営業日から3日以内にお客様に引き渡されるものとし、ZEUS WiMAX 端末の現実の引渡しが完了したときに ZEUS WiMAX 端末の所有権が当社からお客様に移転するものとします。ただし、北海道・沖縄県・離島へのお届け、郵便事情による遅れ、又はお客様の事情による受取不能の場合を除きます。

第3条（分割代金の支払方法）

お客様は、当社が指定するインターネット上のウェブサイト画面において記載された分割払金額合計を当該画面において記載された支払方法により、当社に支払うものとします。

第4条（ZEUS WiMAX 端末の滅失・毀損の場合の責任）

お客様は、本契約に基づく債務の完済までに ZEUS WiMAX 端末が火災、風水害、盗難等により滅失毀損した場合であっても、前条の支払方法により債務の履行を継続するものとします。

第5条（住所の変更）

1. お客様は、住所を変更した場合は、当社指定の方法により遅滞なく当社に通知するものとします。
2. お客様は、前項の通知を怠った場合、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議がないものとします。ただし、前項の住所の変更の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第6条（期限の利益喪失）

1. お客様は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本契約に基づく債務について

期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- (1) 支払期日に分割払金の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。
 - (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て、又は滞納処分を受けたとき。
 - (4) 破産手続開始、再生手続開始、特別清算、会社更正手続開始の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。
2. お客様は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- (1) ZEUS WiMAX 端末の購入がお客様にとって商行為となる場合で、お客様の分割払金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。
 - (2) 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反になるとき。
 - (3) その他お客様の信用状態が著しく悪化したとき。

第 7 条（遅延損害金）

1. お客様が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日の前日に至るまで分割払金合計の残額に対し、年 14.6% を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
2. お客様が、分割払金の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から支払日の前日に至るまで当該分割払金に対し、年 14.6% を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第 8 条（契約の解除）

お客様が、第 6 条第 1 項各号若しくは同条第 2 項各号までのいずれかに該当した場合は、当社は本契約を解除し、お客様に ZEUS WiMAX 端末の返還を請求できるものとします。

第 9 条（ZEUS WiMAX 通信サービス契約が解約された場合の取扱い）

お客様が、ZEUS WiMAX 通信サービスを解約した場合は、当社所定の方法により残額を一括で支払うものとします。

第 10 条（契約上の地位の譲渡）

お客様は、当社の事前同意を得た場合を除き、本契約に係る契約上の地位を譲渡することはできないものとします。

第 11 条（割賦債権の譲渡）

1. お客様は、その本契約に基づき生じたすべての債権について、当社が第三者に譲渡する

ことを承諾していただきます。

2. 前項の譲渡に関して、お客様は、あらかじめ次の各号について同意していただきます。
 - (1) お客様に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が第三者に提供すること。
 - (2) 第三者が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、第三者から当社へその旨の通知を受けること。
3. 第1項の場合において、当社及び第三者は、お客様への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

第12条（見本・カタログ等と現物の相違による契約の解除等）

お客様は、見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された ZEUS WiMAX 端末が見本・カタログ等と相違している場合は、ZEUS WiMAX 端末の交換を申し出るか又は本契約を解除できるものとします。

第13条（信用情報機関への登録）

お客様は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく信用情報を、当社の加盟する信用情報機関に登録され、当該信用情報機関の加盟会員が購入者の支払能力に関する調査のためにその情報を利用することに同意するものとします。

第14条（個人情報の取扱い）

当社は、お客様から取得した個人情報について、当社が別に定めるプライバシーポリシーに基づき取り扱うものとします。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、お客様が、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと
 - (2) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
 - (6) この契約に関して、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - (ア) 当社に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

- (イ) 偽計又は威力を用いて当社の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2. 当社は、お客様が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに、本契約を解除するものとします。
- (1) 前項(1)ないし(5)の確約に反することが判明した場合
- (2) 前項(6)の確約に反する行為をした場合
3. 前項の規定により、本契約を解除した場合には、お客様に損害が生じても当社は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により当社に損害が生じたときは、お客様はその損害を賠償するものとします。

第16条 (本約款の変更)

1. 当社は、民法第548条の4の規定により、お客様の承諾を得ることなく、合理的と認められる範囲で本約款その他本約款に付随して当社が別に定める事項(以下「本約款等」といいます。)を変更することがあります。なお、本約款等が変更された場合には、以後、変更後の本約款等を適用するものとします。
2. 当社は、本約款等を変更する場合は、変更後の本約款等の内容及びその効力発生時期について、本サイトに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の本約款等は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

第17条 (合意管轄裁判所)

本規約等に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条 (準拠法)

本規約等の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

附則

2022年5月13日制定

2023年12月25日改定